

## 平成 23 年第 4 回にかほ市議会定例会会議録（第 4 号）

### 1、本日の出席議員（ 20 名 ）

1 番	伊 東 温 子	2 番	鈴 木 敏 男
3 番	奥 山 収 三	4 番	佐々木 弘 志
5 番	竹 内 賢	6 番	伊 藤 知
7 番	宮 崎 信 一	8 番	飯 尾 明 芳
9 番	佐々木 正 明	10 番	小 川 正 文
11 番	竹 内 睦 夫	12 番	村 上 次 郎
13 番	市 川 雄 次	14 番	菊 地 衛
15 番	池 田 甚 一	16 番	加 藤 照 美
17 番	池 田 好 隆	18 番	佐 藤 元 昭
19 番	齋 藤 修 市	20 番	佐 藤 文 昭

### 1、本日の欠席議員（ な し ）

#### 1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長 金 子 勇 一 郎 班 長 兼 副 主 幹 佐 藤 正 之  
副 主 幹 佐々木 孝 人

#### 1、地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

市 長	横 山 忠 長	副 市 長	須 田 正 彦
教 育 長	渡 辺 徹	総 務 部 長	森 鉄 也
市 民 福 祉 部 長	細 矢 宗 良	産 業 建 設 部 長	佐 藤 家 一
教 育 次 長	佐 藤 知 公	ガ ス 水 道 局 長	佐 藤 俊 文
消 防 長	阿 曾 時 秀	会 計 管 理 者	須 藤 金 悦
総 務 部 総 務 課 長	阿 部 均	企 画 情 報 課 長	齋 藤 均
財 政 課 長	佐 藤 正 春	税 務 課 長	齋 藤 利 秀
市 民 課 長	佐 藤 克 之	生 活 環 境 課 長	須 藤 正 彦
子 育 て 長 寿 支 援 課 長	齋 藤 美 枝 子	商 工 課 長	佐々木 敏 春
観 光 課 長	武 藤 一 男	建 設 課 長	佐 藤 正
教 育 委 員 会 総 務 課 長	齋 藤 義 行	会 計 課 長	佐 藤 信 夫

1、本日の議事日程は次のとおりである

議事日程第4号

平成23年6月16日（木曜日）午前10時開議

- 第1 報告第5号 繰越明許費の報告について
- 第2 報告第6号 事故繰越の報告について
- 第3 議案第49号 にかほ市税条例の一部を改正する条例制定について
- 第4 議案第50号 にかほ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
- 第5 議案第51号 にかほ市老人憩の家条例の一部を改正する条例制定について
- 第6 議案第52号 市有財産の無償譲渡について
- 第7 議案第53号 市道路線の認定について
- 第8 議案第54号 平成23年度にかほ市一般会計補正予算（第2号）について
- 第9 一般会計予算特別委員会の設置
- 第10 議案の付託

1、本日の会議に付した事件は次のとおりである。

議事日程第4号に同じ

---

午前10時00分 開 議

●議長（佐藤文昭君） ただいまの出席議員は20人です。定足数に達していますので、会議は成立します。

これから本日の会議を開きます。

なお、11番竹内睦夫議員より早退届けが出ております。

日程に入る前に報告します。地方自治法第121条の規定に基づく出席者は、お手元に配付のとおりです。

日程第1、報告第5号繰越明許費の報告について及び日程第2、報告第6号事故繰越の報告についての報告2件、日程第3、議案第49号にかほ市市税条例の一部を改正する条例制定についてから日程第8、議案第54号平成23年度にかほ市一般会計補正予算（第2号）についてまでの6件、計8件を一括議題とします。

これから質疑を行います。

質疑には、自己の思いや意見を入れないようにしてください。

なお、発言は自席で行ってください。

初めに、報告第5号繰越明許費の報告について及び報告第6号事故繰越の報告についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 質疑なしと認めます。これで報告第5号及び報告第6号の質疑を終わります。

次に、議案第49号にかほ市税条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。

質疑の通告がありましたので発言を許します。12番村上次郎議員。

●12番（村上次郎君） 通告したとおりなんですけれども、当然の条例改正というふうに思いますけれども、本市の場合、避難者もいるわけです。ですが、被災地の事務の進みぐあい、そういうこともかかわってくるわけですけれども、該当者がいるかどうかということが一つと。毎週1回、避難者へは面談しながらいろいろ事情を聞いたりというふうにして、そういうことを通しながら周知していくと思うんですが、住民票の異動、あるいは異動していないとか、あるいはその手続が滞っているとさまざまな問題を同時に抱えているかとも思われるわけです。そういう点も含めまして該当者あるいは周知の仕方、場合によっては現地の役場あるいは市役所担当との連絡等、いろいろ複雑なことが生じかねないということを含んでいると思いますので、その点についてお尋ねします。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、総務部長。

●総務部長（森鉄也君） それでは、ただいまの御質問にお答えいたします。

この条例の改正による該当する方がいるかという御質問でございますが、附則第22条、震災による雑損控除の特例適用につきましては、当にかほ市に避難している方でその方が選択により平成22年において生じた損失として雑損控除する場合は、平成22年分の所得を申告した市町村——平成23年1月1日時点の住所地となりますが、この住所地での申告が必要となります。

なお、その方が当にかほ市にその後転入された場合でございますが、平成22年分で控除しきれなかった損失額がある場合は、繰越期間である5年以内において控除することとなります。

また、本年1月2日以降に被災地に転出して被災された方は、にかほ市において平成22年分の雑損控除の申告が必要となりますが、転出者を調査したところ、宮城県と岩手県への転出者が14名おり、内訳は、市民税課税対象者が1名、非課税者が10名、被扶養者が3名で、課税対象者と被扶養者の4名の家族から聞き取りいたしましたところ、控除を受けるような被害はなかったとのことでございます。

次に、附則第23条、住宅ローン減税の特例適用についてでございますが、今回の震災によって被災した方で住宅借入金等特別控除の適用を受けていた方が当にかほ市に転入された場合には、控除対象期間の残りの期間について控除を適用することとなります。

以上、附則第22条、23条につきましては、現時点において、にかほ市民では該当する方はございません。

次に、附則第24条の固定資産税の特例適用でございますが、今回の大震災で当にかほ市に固定資産を持っている方が滅失あるいは毀損した家屋の敷地に用されていた土地を所有している方については、当にかほ市にはございまいので該当する方はおりません。

次に、避難者への周知ということでございますが、先ほどお話がありました支援センターの職員

が週1回それぞれ訪問してございます。そのときにあわせて、今回、にかほ市では条例改正しているわけですが、その住所地の自治体でも同様の措置をしているかどうか等も含めまして住所地に問い合わせさせていただきたいというようなことにつきましてチラシを作成して配付する予定でございます。以上でございます。

●議長（佐藤文昭君） 12番村上次郎議員。

●12番（村上次郎君） 分かりました。避難してこられた方と、これ被災前の住所地の担当と云えばいいんですか、そこと、それからにかほ市との連絡と云えばいいんですか、その把握の状況はきちんとされているかどうかお尋ねします。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、総務部長。

●総務部長（森鉄也君） 現在、税務課でその方々の関係を詳しく把握してないわけですが、必要があれば総務の防災担当の方と連携を取りましてそのように連絡できるものについては連絡したいということで考えております。

●議長（佐藤文昭君） これで議案第49号の質疑を終わります。

次に、議案第50号にかほ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。

質疑の通告がありましたので順次発言を許します。12番村上次郎議員。

●12番（村上次郎君） 国保税条例の改正なんですけれども、これ確か去年も同様に引き上げがあったわけです。今回の限度額の課税額の引き上げで負担増になる世帯、金額はどうなるか。それから、中所得者あるいは低所得者の負担軽減のためだというふうに言っているわけですが、その該当世帯、金額がどうなるかということと、一括で分かりにくい面では具体的な例でお示してもらいたいというふうに思います。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、市民福祉部長。

●市民福祉部長（細矢宗良君） お答えいたします。これから説明させていただく数値等につきましては、平成22年度の課税ベースで算定したものであるということをおもって御了承いただきたいと思います。

国民健康保険税の基礎課税の限度額引き上げによる影響は25世帯で23万5,000円。後期高齢者医療支援金等課税額では432世帯、393万5,000円。また、介護納付金課税額では84世帯、127万4,000円とそれぞれ増額となり、合計で432世帯、544万4,000円の増額と見込んでおります。これを具体的なモデルで説明いたしますと、4人家族で夫が40代、給与所得者、妻が30代で無職、子供2人の場合、医療分の限度額に達する対象の給与収入は約1,136万円、後期支援分で約385万円、また、介護分では約818万円となります。したがって、この4人の家族の場合ですが、最高の77万円の税額に達する給与収入というのは約1,136万円というふうになります。

また、この中で基礎課税額、支援金等課税額、介護納付金課税額、すべてが限度額に達する世帯は18世帯となります。

それから、中・低所得者の負担軽減ということでございますが、平成23年度においては税率の改定を行いません。したがって、今回の限度額改正による影響を受ける世帯以外の場合は、平成

22年度と同様の税負担となります。その理由として、今後、個人所得の減少や医療費の上昇などで税率の見直しが必要となった場合には、今回の限度額改正による税額の増加分を加味して算定することになりまして、結果的にその分、全体の税率を抑えることができることとなるということで、中・低所得者世帯の負担割合がその場合に軽減されるものと考えております。以上です。

●議長（佐藤文昭君） いいですか。

●12番（村上次郎君） はい。

●議長（佐藤文昭君） 次に、5番竹内賢議員。

●5番（竹内賢君） 今の答弁で分かりましたので、私の質問はこれでよろしいです。

●議長（佐藤文昭君） これで議案第50号の質疑を終わります。

次に、議案第51号にかほ市老人憩の家条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。

質疑の通告がありましたので発言を許します。5番竹内賢議員。

●5番（竹内賢君） 議案第51号にかほ市老人憩の家条例の一部を改正する条例制定について、小滝老人憩の家奈曾会館を無償譲渡するために用途廃止するものですが、これまでの利用状況、それから管理内容、例えば維持費、いわゆる電気料とかそういうものについてどのような状況になっているのか。池田好隆議員の質問とちょっと関連して、ここに私が「議案第52号と関連しますが」というふうにしてありますのでどうかなと思ったんですが、小滝自治会から示された今後の譲渡された場合の利用方法等についてどのようなことが示されているのか伺いたいと思います。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、市民福祉部長。

●市民福祉部長（細矢宗良君） これまでの奈曾会館の年間を通した利用状況についてであります。老人クラブの利用は平均20人で週1回程度となっております。そのほか婦人会や子ども会の集まりに利用しているほか、鳥海山小滝番楽とチョウクライロ舞の練習や準備のためにそれぞれ約1ヵ月利用している状況と伺っております。

会館は小滝自治会で管理しておりますが、自治会では集落内の個人にかぎの開閉等を委託している状況です。

平成22年度の奈曾会館管理費決算では、光熱水費15万6,968円、火災保険料1万4,015円、これを小滝自治会が負担しております。

今後の奈曾会館の活用方法等についてであります。譲渡後はバリアフリー化の改修工事を予定しているようでございます。そして、引き続き老人クラブ等の利用のほか自治会の集まり、文化芸能伝承のための活用ということを伺っております。以上です。

●議長（佐藤文昭君） 5番竹内賢議員。

●5番（竹内賢君） 分かりました。今、バリアフリー、これは予算との関係も出てくるわけですが、自治会館の整備について。そういうことで、そういうことも含めて今回の無償譲渡と、いわゆるバリアフリー化してもっと使いやすいようにすると、小滝自治会館等と。それについて当市も当然予算を出すと、そういう話し合いをやってきた上でのこのあれだけですね、用途廃止と、そして無償譲渡、そういう受けとめ方でいいんですか。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、市民福祉部長。

●市民福祉部長（細矢宗良君） 小滝自治会とは、無償譲渡を受けてから市の集会所の補助金を利用して整備したいという意向であります。そういう話し合いになっております。

●議長（佐藤文昭君） これで議案第 51 号の質疑を終わります。

次に、議案第 52 号市有財産の無償譲渡についての質疑を行います。

質疑の通告がありましたので発言を許します。17 番池田好隆議員。

●17 番（池田好隆君） ただいまの 51 号の質問とも若干関連しますけれども、1 点だけお伺いしたいと思います。

行政改革大綱では、御承知のとおり、公の施設についての一応の目的が果たされた施設については自治会等に積極的に譲渡していくと、こういうふうになっているわけでございます。それに基づいての今回の無償譲渡とこういうことだと思いますが、公の施設の譲渡については無償譲渡あるいは有償、これもあるわけでございますけれども、無償譲渡について何か基準みたいなものを定めているのかどうかと、それを 1 点だけお伺いいたします。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、総務部長。

●総務部長（森鉄也君） お答えいたします。

今回の市有財産の無償譲渡につきましては、御承知のように第二次行財政改革大綱で公共施設のうちの民間管理に移行可能な施設については今後地域の譲渡を含めて協議の推進に努めることとしてございます。先ほどお話しありましたその補助金の目的を達成するため、これまで補助金の適正化法というようなことでいろいろこう制限されてきているわけでございますが、耐用年数が過ぎた施設を含めまして、近年、適正化法の適用の規制が緩和されてきてございます。それによりまして地域所有財産として有効に活用することも可能となってきたところでございます。このことから施設利用の効率化とあわせて無償譲渡の方向で検討して、施設の選定に当たっては次のように設定しているところでございます。一つ目として、地区住民の利用がほとんどであるということと利用範囲が限定される施設である。二つ目として、施設が現に各地区自治会により管理されており、譲渡されても通常の利用・管理・運営に支障がなく、地域の裁量で運営できる施設であること。また、他地区にある類似施設の管理所有形態からして、地区の管理所有が適当と思われる施設。以上のような基準と申しますか、考え方で推進しております。

●議長（佐藤文昭君） 17 番池田好隆議員。

●17 番（池田好隆君） 今の関連でもう一点だけお伺いします。今の説明で分かりましたが、公の施設として位置あるいは建物、こういったものは計画をもとにつくっているわけでございます。それが所期の目的を達したと。耐用年数、その辺もあると思いますが、その辺は十分に理解しますが、この譲渡ということを考える段階で、行政サイドで場合によれば再利用と申しますか、その施設の再利用したほうが地域の活性化にはつながるんでないかと。または、行政と地域の共同と申しますか、そういう形でやったほうがむしろ地域の活性化につながるんでないかと、こういうふうな例も想定されるわけですが、無償譲渡のその基準、基準と申しますか、無償譲渡を定める段階で今後そういう点なんかも視野に入れると申しますか、考慮に入れるというふうなことになるのか。あく

までもこの行政改革大綱にあるように、一応の目的を達したものについては積極的に —— 積極的にということですから自治会に無償譲渡ということが全面に出ると思うんですが、今、私申し上げたように行政で再利用した場合に地域との共同も含めてやった方がかえって効率的にうまく使えるんでないかと、そういうふうなことは検討の余地はないのでしょうか。その点について、ちょっと分かりにくいと思いますけれども、お聞きしたいと思います。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、総務部長。

●総務部長（森鉄也君） 現在、農林水産所管施設あるいは子育て長寿支援所管施設ということで、それぞれ9施設、それから子育て長寿支援課所管については10施設ということで、民間譲渡というように進めてきているわけでございます。民間譲渡に当たっては、かなりこう年数の古いものもございます。昭和52年以前のものにつきましては耐震化の補強等も必要になりますが、いずれ先ほど申しましたようにあくまでも地域限定、地域の裁量で利用していただきたいということが大前提でございますので、それ以外の施設については今後の課題ではございますが、このような考え方で進めさせていただいているところでございます。

●17番（池田好隆君） 終わります。

●議長（佐藤文昭君） これで議案第52号の質疑を終わります。

次に、議案第53号市道路線の認定についての質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 質疑なしと認めます。これで議案第53号の質疑を終わります。

次に、議案第54号平成23年度にかほ市一般会計補正予算（第2号）についての質疑を行います。質疑の通告がありましたので順次発言を許します。始めに、12番村上次郎議員。

●12番（村上次郎君） 54号について3件の質問があります。

一つ目は、12ページ、委託費の中の今話し合われています集会施設補助金の整備内容、これ2カ所ということで大まかな話聞いていますが、その内容についてもう少し説明をお願いしたい。

次、13ページの住民対策費の赤色回転灯工事ですが、金浦の黒川交差点ということですが、かつて事故がどのぐらいあったかというようなこと、あるいはそのほかにここにもつけてもらいたいなどの要望があるかどうか、その点について。

それから、17ページの消防費で自主防災組織の事業、どういう事業があるかなど若干の中身をしてもらいたい。それから連絡協議会の会の持ち方と言えればいいんですか、内容というの、そういう点についても若干説明を願いたい。以上3点です。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、総務部長。

●総務部長（森鉄也君） それでは私のほうから1点目と3点目のほう、御説明したいと思います。お答えしたいと思います。

一つ目の集会施設整備補助金の事業の整備内容でございますが、先ほど村上議員2件と申しましたが、説明のときは3件ということで説明申し上げました。それで3件と申しますのは、横根自治会館、それから汐見会館、それから今回の議案にもあります奈曾会館の3件分でございます。内訳としては、横根会館が13万円、汐見会館が8万円、奈曾会館が500万円となっております。それ

で、横根自治会館と汐見会館につきましては当初予算にも計上しているところでございますが、地域で増額変更したいということで事業費の増加による追加申請がございました。それで当初予算計上額との差額を横根自治会館と汐見会館については計上したものでございます。

それぞれの整備内容でございますが、横根会館につきましては男女トイレの洋式化とバリアフリー化でございます。それで、当初の工事費が56万円から93万円にふくらんだわけでございますが、場所は女子トイレだけのバリアフリー化を予定していたところを男女双方ともバリアフリー化するというので、その差額である13万円を増額するというものでございます。

同様、汐見会館でございますが、外壁の張りかえ、それから宅内の下水道接続工事、内装工事、玄関の一部改修ということで、これも工事費が164万8,000円から186万5,000円ということで増額となっております。当市の3分の1の補助割合から計算しまして54万円から62万円の補助額ということで、差額分として8万円の増額を今回計上させていただいているところでございます。

奈曾会館でございますが、無償譲渡の議決がなされた後、自治会で整備する内容としては、屋根の吹きかえ、それからサッシの取りかえ、外壁の一部張りかえ、玄関、風除室設置、玄関アプローチのスロープ化、段差解消のための床改修、内装クロス張り、張りかえ、天井の塗りかえ、トイレの改修、それから電気設備など大規模な改修計画となっております。全体工事費としては約800万円となっております。要綱では、市から無償譲渡を受けた施設につきましては対象経費の3分の2以内の限度額500万円として補助するというにしておりますので、限度額である500万円を今回予算計上させていただいたところでございます。以上です。

すみません。それから三つ目の消防費の関係でございます。自主防災事業費と連絡協議会補助金の内容でございますが、事業費補助金は185戸以下の場合是一律1万8,000円、181戸以上は1戸当たり100円が加算されるという内容になってございます。連絡協議会補助金は1組織3,000円の補助金となっております。このことから、今回新たに象潟地域の上狐森が自主防災組織ということで設立されました。これに伴う補正でございます。

それで、この事業の内容でございますが、事業費補助金としては各自主防災組織で行われる防災訓練あるいは勉強などに使われているようでございます。また、連絡協議会補助金につきましては、旧3町単位で組織される連絡協議会で行う研修あるいは視察の参加者に対する経費、また、各組織の防災備品の購入等に充てられております。以上でございます。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、市民福祉部長。

●市民福祉部長（細矢宗良君） 住民対策費の赤色回転灯工事の関係でございますが、場所につきましては国道7号の黒川と芹田の交差点であります。ここでの事故でございますが、本年1月10日に車両7台の玉突き事故が発生しております。また、この場所においては過去3件、同様の事故が発生しております。ここは冬期間の吹雪が発生し、条件により視界不良が事故原因の一つではないかと考えられており、今回の要望となったものでございます。

なお、現時点ではその他の赤色回転灯の設置要望についてはございません。以上です。

●議長（佐藤文昭君） 12番村上次郎議員。

●12番（村上次郎君） 二つ質問します。奈曾の会館、集会所の場合の総工費分かりましたら願



いします。それから消防費の説明のところでは上狐森が設立されたと、自主防災組織ということなようですが、まだ組織されていないというようなところがあるのかどうか、その点についてお尋ねします。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、総務部長。

●総務部長（森鉄也君） 総工費につきましては約 800 万円になります。

それから上狐森が今回設立されたわけでございますが、こちらで自主防災組織設立をお願いしてございますのは全部で 99 の組織の設立をお願いしているところでございますが、92 設立になりました。設立率としては 92.9%。それで、仁賀保地域については、団地、仁賀保ハイツ、さくら団地、これは除きまして 31 組織で、まず 100%ということで考えております。金浦地域につきましては 13 組織、これも 100%でございます。象潟地域につきましては 55 組織のうち 48 組織が設立されまして、未組織としては 7 組織となっております。以上です。

●議長（佐藤文昭君） 次に、17 番池田好隆議員。

●17 番（池田好隆君） 3 点についてお伺いいたします。

最初は 13 ページ、住民対策費の防犯街灯の関係でございます。緊急雇用ということで 1,044 万 3,000 円措置されてございます。説明では、確か位置図うんぬんというふうな説明があったように記憶しておりますが、位置図程度のもは既に整備済みでないかなというふうな感じ持ってるんですが、今回のこの委託の内容といたしますか、について少し御説明いただきたいと思っております。

それから第 2 点目、15 ページ、商工費でございます。今回の大震災の関係の利子補給でございますが、施政報告でも市長からいろいろ説明があったわけでございますが、今回のこの震災がらみでにかほ地域としてどのような影響があったかということなんですが、この実態調査の内容といたしますか、特に製造業あるいは宿泊業、この 2 点についてどういう調査をしたのかと。その調査の方法とその内容を簡単にお伺いしたいと思います。秋田県の調査は 4 月というふうなことで、これ新聞等に報道されておりますが、非常に古い資料だようございますので違いがあるのかなというふうなことは認識してはおりますけれども、その調査の方法とその内容についてお伺いいたします。

それから第 3 点、16 ページでございます。土木費の住宅の関係でございます。平成 22 年度実績、資料いただきましてありがとうございます。この内容について概要でも説明がありましたらひとつお願いしたいと思っております。以上です。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、市民福祉部長。

●市民福祉部長（細矢宗良君） 防犯街灯台帳整備についてでございます。これまで合併前からの資料をそのまま使用して現在に至っているところでございます。その合併前からの資料というのは旧象潟町では住宅地図を使用したもの、旧金浦町では道路地図を使用したもの、旧仁賀保町では電柱番号を使用したもの、いずれも位置確認資料でございまして、防犯街灯台帳としての整備はされておりました。したがって、今回、緊急雇用対策事業を活用して市内に設置している約 4,000 基の防犯街灯の位置、ワット数等を確認して電子データ化するものでございます。これによって業者への補修指示の簡便化、あるいは工事履歴の確認等が容易にできることとなります。

今回の委託の内容でございますが、期間は 6 ヶ月間と見込んでおります。これの現場確認とパソ

コンへの入力作業の賃金として、延べ960人分、それに係る通勤手当、社会保険料、パソコン等のリース料、車両リース料、地図データ使用作成料、管理費等であわせて1,044万3,000円を見込んでおります。以上です。

●議長（佐藤文昭君） 産業建設部長。

●産業建設部長（佐藤家一君） 市内商工業への震災の影響等については、震災直後における被害状況調査と2ヵ月経過した5月における景況実態調査という形で実施を行っております。

製造業における震災直後の調査ですけれども、3月14日に商工課の職員により工業振興会会員の13事業所に電話で被害状況の確認を行っております。また、共同受注部でも会員企業である30社に対する調査と取引先の状況についても調査を行っております。このほか、由利地域振興局が当市の企業6社に対して実施した調査結果についても情報の交換をいたしております。これら調査の結果、製造業では地震による加工機械のずれ等があったが被害とは言えない程度ものが大半であり、電子部品関連事業所においても停電による焼成炉の停止があったものの、これによる損害は大した額ではないとしております。当市において震災による設備、工場等に対する直接被害はなかったものと判断いたしております。

一方、流通の停滞がもたらした影響は、ガソリン不足と相まって部品や材料の供給や完成品の搬送が停止し、調査時点では流通回復の見通しが立っておらず、稼働停止による売上げ減少を危惧するところが大半を占めている状況でありました。

震災から2ヵ月経過した景況実態調査でありますけれども、震災後の稼働状況について商工課の職員による訪問による聞き取り調査を金属加工3社、電子部品3社、その他2社の市内中小企業8社に対し実施いたしております。このほか、共同受注部においても会員企業32社を対象に調査を行っております。結果は、震災後において「受注が増加した」または「変化なし」との回答が25社で70%であります。「減少した」というのが11社で30%。今後の見通しでは、「上向き」または「変わらない」と回答したところが53%に当たる19社、「悪化する」と答えたのが5社で14%であります。それから「今後不透明である」というのが33%に当たる12社となっている状況にあります。これによりまして、製造業においては将来の見通しにおける不安は残るものの、稼働状況は通常のベースに戻るとしていただいております。

今回の震災で大きな影響を受けました宿泊・飲食業関係につきましては、観光課及びにかほ市商工会で調査を実施いたしております。観光課では市内の旅館・ホテルにおける毎月の宿泊者数を3月、4月、5月に行っております。震災の発生によりまして宿泊・宴会のキャンセルが相次いで起こりました。その結果について若干詳細に申し上げますと、3月には、あるホテルでは平成22年度が590人ぐらいの宿泊があったのが150人ぐらいまで減っているというようなところもございます。そういうふうな400人台で利用減があったところが3件ほどあります。4月には400人ぐらいの減少が一つ、5月には回復いたしてきておりまして、300人台の減少が1企業というような状況であります。

それぞれの大きな結果については、市長の施政報告あるいは引き続き議員の一般質問への答弁で述べたとおりであります。以上であります。

次に、リフォーム関係でございます。資料配付いたしております。利用件数が左の上にあるとお

り、象潟、金浦、仁賀保地区において417件、補助金の額にして3,047万4,000円という状況であります。これに係る工事費ですけれども8億9,350万円、こういう状況になっております。ただ、10月ころには全国的に住宅のエコポイントの利用者が多くなったことにより、断熱材が不足してきております。加えて、震災の影響により資材全般にわたり不足が見られ、リサイクル着工率も足踏み状態となりましたけれども、多くの方から御利用いただき、地域経済の下支えにはその一翼を担ったものと考えております。補助対象等については、市の場合は工事費が50万円以上の5%でございます。工事内容につきましては、いわゆる外構工事と言われる門扉、ブロック塀、造園等を除いた住宅改修のほとんどが対象となります。敷地内の車庫、物置なども対象となります。

ちなみに県の補助の状況ですけれども、県の対象工事費が10億2,300万円ほどとなっております。にかほ市の該当分の8億9,000万円との差、約1億3,000万円ですけれども、これについては市外の業者が施工したというような状況が見られます。以上であります。

●議長（佐藤文昭君） 暫時休憩します。

午前10時44分 休憩

---

午前10時44分 再開

●議長（佐藤文昭君） 会議を再開します。

産業建設部長。

●産業建設部長（佐藤家一君） 先ほどの答弁で訂正箇所ございます。

工事費の補助対象率なんですけれども、工事費50万円以上の「20%」と訂正いたします。それから、震災の実態調査中で「焼却炉」と申しましたけれども、「焼成炉」の誤りでございました。訂正して——。（該当箇所訂正済み）

●議長（佐藤文昭君） 暫時休憩します。

午前10時45分 休憩

---

午前10時45分 再開

●議長（佐藤文昭君） 会議を再開します。

産業建設部長。

●産業建設部長（佐藤家一君） 再度訂正いたします。

工事費が50万円以上で限度額が10万円ということで、「5%」に訂正いたします。（該当箇所訂正済み）

●17番（池田好隆君） 終わります。

●議長（佐藤文昭君） 次に、6番伊藤知議員。

●6番（伊藤知君） ページ16ページです。まちづくり交付金事業について。旧金浦小学校跡地公園整備工事、それから勢至公園周辺整備工事において、当局の説明では舗装工事ということでしたが、震災による物資の不足等により工事が完成できなかったため繰越し、再度工事発注するものと理解をしています。そこで、次に関する件についてお伺いいたします。

再入札を行うと思いますが、本工事を施工した企業を指名しますか。もう一つが、工事（工種）内容は一般土木工事か舗装工事か、どちらの工事になりますか、お伺いいたします。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、産業建設部長。

●産業建設部長（佐藤家一君） 入札関係については財政課が所管し、本来、総務部長がお答えすることとなるわけなんですけども、補正予算の所管課ということで私のほうからお答えいたしたいと思います。

まちづくり交付金事業につきましては、3月定例議会及び今議会の補正予算の補足説明でも申し上げているように、平成22年度において旧金浦小学校跡地と竹島潟周辺の舗装工事を発注しておりましたが、3月11日発生した東日本大震災によりアスファルトの製造が停止され、年度内の工事完成が見込めなくなりました。それに加えまして、まちづくり交付金事業は年度内流用を利用しているため繰越明許ができないことから、旧金浦小学校跡地、竹島潟周辺の舗装工事の工事請負費を減額して、平成22年度の工事を終了いたしております。このことから、今回追加補正して舗装工事として新たに発注するものであり、繰越工事ではないということは再度御承知いただきたいと思っております。

今回、補正予算に計上している工事については改めて設計した上で入札することになりますので、再入札ではございません。また、工事請負業者につきましては、工事内容等から入札担当課である財政課が、にかほ市の建設工事請負選定要綱に基づき業者を選定することとなります。なお、指名業者については、事前公表できないことを御理解願います。

また、今回発注の主工事が舗装でありますので、当然、工種は舗装工事ということで——発注に当たっての工種は舗装工事となります。

●議長（佐藤文昭君） 6番伊藤知議員。

●6番（伊藤知君） では、私の所管のほうの委員会になりますので、そっちのほうで詳しく協議をしたいと思っております。

●議長（佐藤文昭君） 次に、5番竹内賢議員。

●5番（竹内賢君） ページが12ページであります。一般管理費についてですが、補正財源の内訳で国・県支出金として10万2,000円となりますが、歳入のところを見ますとちょっと該当するような財源がないように見ましたので、どこにこの10万2,000円が国・県の歳入のどこに載っているのか、それをひとつ伺います。

それから、にかほ駅の空調機器交換工事費として890万円で2機——説明では2機というふうにありました。それからもう一つは管理施設関係工事費、私の聞いた範囲内では、にかほ駅関連というフェンス工事と、これの工事というふうにした聞いたものですから書いたんですが、この二つの工事について具体的な工事内容と、それからこれらの工事にJRの負担はないのか。それから、

駅舎建設や維持管理についてJRがどういうふうにしてそれを出しているのかですね、これについて伺いたいと思います。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、総務部長。

●総務部長（森鉄也君） それでは、始めの一般管理費の国・県支出金10万2,000円の件についてでございます。

これにつきましては、農林水産課で雇用した緊急雇用臨時職員、雪害による農業施設等の撤去作業員4人分の1ヵ月分の社会保険料となっております。この臨時職員の社会保険料につきましては一般管理費にまとめて予算措置されておりますが、今回の社会保険料10万2,000円につきましては現行予算の範囲内で対応しましたが、緊急雇用創出臨時対策基金事業費補助金分として財源振替を行ったところでございます。歳入としましては、9ページの15款2項7目商工費県補助金の緊急雇用創出臨時対策基金事業費補助金1,198万8,000円の中に、これらの人件費を含めた89万3,000円も含まれてございます。

それから、始めに、にかほ駅南側駐車場のフェンス工事の関係から御説明したいと思います。

この220万円につきましては、八木電子の北側にありますJRにかほ駅敷地との隣接地の市有地、現在、八木電子及び栄田電器に貸し付けしております駐車場フェンスでございますが、老朽化と豪雪によりまして損害が著しく危険なため、更新工事を行うものでございます。工事内容としましては、延長が168メートルでございます。既設のフェンスの撤去、それから新たにその区画につきましては高さ1メートル20センチの溶接亜鉛メッキフェンスを更新するものでございます。

なお、現在設置されているフェンスは市有地内に設置しているものでございますので、JRの負担はございません。

それから、にかほ駅の空調機器の関係でございますが、これにつきましては平成13年に設置して以来10年ほど経過してございます。塩害等も進みまして、ラジエーターに腐食が見られ、老朽化とともに故障も発生しているということで、冬場・夏場の利用客に不便をかけないように交換工事を実施するものでございます。今回は室内機はそのまま再利用するものでございまして、駅舎の西側待合室、それから東側——TDKサービス側の室外機、あわせて2機を交換設置する計画でございます。工事内容としては、既設室外機の撤去更新、設置というようなことでございます。

にかほ駅舎につきましては平成12年に建設されておりますが、旧仁賀保町とJRとが負担し合って建設しております。その際にJRが負担した施設としては、駅事務室部分と通路部分及び風除室のそれぞれ2分の1の部分ということになってございます。それ以外は旧仁賀保町の施設分として建設しております。その後、にかほ合築駅舎の管理運営に関する協定書をJR側と締結しております。今回の工事につきましてはこの協定書の中から除外されている部分でございますので、市の負担ということになります。また、維持管理につきましては、ただいま申しました建築の際、JRが負担した駅事務室部分と通路部分の半分がJRの管理となりまして、それ以外の部分は市の管理ということになってございます。以上です。

●議長（佐藤文昭君） 5番竹内賢議員。

●5番（竹内賢君） 1点目の、これ財源内訳については極めて分かりにくい内容であります、こ

ういう予算書というのは、こういうふうにして書くのが当たり前なんですか。総務関係のあれで農林水産課のほうの緊急雇用のほうと。そうすると、それが1点です。

それからもう一つは、今のかほ駅の空調機器の交換工事について協定を結んでいると。協定外なので今の工事については除外されるという話でしたけれども、この協定については一般的に、例えばかほ市とJRと。ほかの市町村も私はやっぱりあると思うんですが、この内容から見ると著しく不公平ではないですか。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、財政課長。

●財政課長（佐藤正春君） 財源内訳10万2,000円の御質問についてでございます。緊急雇用の社会保険分ということで財源振替しておりますが、今までまず一般財源で見えていた部分でございますが、ここの補正予算には需用費と工事請負費という形で出てきますが、総務の社会保険分ということでございますが、そちらの分は補正には出てこないということになりますので、こういう形で出てくるものでございます。予算ではこういう形になるということでございます。

●議長（佐藤文昭君） 総務課長。

●総務部総務課長（阿部均君） そうすれば、竹内議員の御質問にお答えします。

にかほ駅の件でございますけれども、これはにかほ駅とJRが協定書を結んでおります。その中で、機械設備に関してはJRの管理、それから保守工事は換気扇だけという、そういう形で協定書を結んでおります。ですから今回の室外機に関しては、JRについては負担はないという協定になっております。以上です。

●議長（佐藤文昭君） 5番竹内賢議員。

●5番（竹内賢君） 最後に聞いたところでございますけれども、その協定書はにかほ市とJRだけです。ほかの、今の駅舎の関係についてはかなりJRのほうの負担についても、例えば上浜駅をつくった際もトイレは違いますよというふうになっているようです。したがって、そういうこう、まあ自治体がつくらなければJRはなかなかつくらないというような状態になっているようですが、協定の内容が、これは一般的であって必ずしもにかほ市との協定は不利ではないというようなものですか。

●議長（佐藤文昭君） 副市長。

●副市長（須田正彦君） 平成13年に——12年に工事が始まったにかほ駅でありますけれども、当初、JRのほうからにかほ駅については無人化にしたいというお話があって、それで無人化ではいろいろ企業があるので困るというお話の中で、じゃあどういう形でそのにかほ駅を新たに建設するのかという問題が発生しまして、そのときにJRの担当者とお話したところ、JR側については通路半分、そして切符の販売機のところの事務室だけをJRで持ちますと。それ以外はにかほ市で——仁賀保町でやるものであればその建設については差し支えないというような話し合いの中でこうした関連の協定を結んだ経緯がございます。JRについては当然その当時、大変な赤字の企業でありましたので、そういう形でかなり厳しい中でにかほ駅を存続するためにそういうような管理協定を旧仁賀保町と、そしてJRと結んだ経緯でございます。

なお、JRさんの場合、仁賀保町でなくてTDKと結べないのかということで——TDKサー

ビスさんと結べないかということで、うちの方でも交渉した経緯がございますけれども、その件では一企業とJRの契約はできないということで、それで旧町の仁賀保町が管理契約をしたというような経緯の中身になっております。非常にJRさんについては、非常にそうした厳しい財政状況の中での管理協定の協定を仁賀保町と結んだ経緯がございます。

●議長（佐藤文昭君） これで議案第54号の質疑を終わります。

日程第9、一般会計予算特別委員会の設置を議題とします。

お諮りします。にかほ市議会委員会条例第6条の規定により、議案第54号の審査のため、議長を除く19人をもって構成する一般会計予算特別委員会を設置したいと思っております。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

一般会計予算特別委員長が決まるまで、にかほ市議会委員会条例第10条第2項の規定により、年長議員から司会をお願いします。12番村上次郎議員。

しばらく休憩します。

午前11時02分 休 憩

---





.....

## 一般会計予算特別委員会会議録

### 出席委員（19名）

1 番 伊 東 温 子	2 番 鈴 木 敏 男
3 番 奥 山 収 三	4 番 佐々木 弘 志
5 番 竹 内 賢	6 番 伊 藤 知
7 番 宮 崎 信 一	8 番 飯 尾 明 芳
9 番 佐々木 正 明	10 番 小 川 正 文
11 番 竹 内 睦 夫	12 番 村 上 次 郎
13 番 市 川 雄 次	14 番 菊 地 衛
15 番 池 田 甚 一	16 番 加 藤 照 美
17 番 池 田 好 隆	18 番 佐 藤 元
19 番 齋 藤 修 市	

.....

### 議会事務局職員

議会事務局長 金子 勇一郎	班長兼副主幹 佐藤 正之	
副主幹 佐々木 孝人		

.....

### 説明員

市 長 横 山 忠 長	副 市 長 須 田 正 彦
教 育 長 渡 辺 徹	総 務 部 長 森 鉄 也
市民福祉部長 細 矢 宗 良	産 業 建 設 部 長 佐 藤 家 一
教 育 次 長 佐 藤 知 公	ガ ス 水 道 局 長 佐 藤 俊 文
消 防 長 阿 曾 時 秀	会 計 管 理 者 須 藤 金 悦
総務部総務課長 阿 部 均	企 画 情 報 課 長 齋 藤 均
財 政 課 長 佐 藤 正 春	税 務 課 長 齋 藤 利 秀
市 民 課 長 佐 藤 克 之	生 活 環 境 課 長 須 藤 正 彦
子育て長寿支援課長 齋 藤 美 枝 子	商 工 課 長 佐々木 敏 春
観 光 課 長 武 藤 一 男	建 設 課 長 佐 藤 正
教育委員会総務課長 齊 藤 義 行	会 計 課 長 佐 藤 信 夫

.....

午前 11 時 02 分 開 会

●年長委員（村上次郎君） にかほ市議会委員会条例第 10 条第 2 項の規定により、一般会計予算特別委員会の委員長が決まるまで、私が司会することにいたします。

ただいま出席している委員は 19 人です。したがって、にかほ市議会委員会条例第 16 条で規定する定足数に達しております。

ただいまから一般会計予算特別委員会を開会いたします。

委員長及び副委員長の選任についてを議題とします。

お諮りします。委員長、副委員長の選任は、申し合わせにより、一般会計予算特別委員会委員長に 17 番池田好隆委員を、同じく副委員長には、各常任委員会の副委員長が交代で務めることになっておりますので、19 番齋藤修一委員を推薦します。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●年長委員（村上次郎君） 異議なしと認めます。したがって、委員長には 17 番池田好隆委員、副委員長には 19 番齋藤修一委員が決定いたしました。

17 番池田好隆委員、19 番齋藤修一委員が議場におりますので、本席から、にかほ市議会会議規則第 32 条第 2 項の規定に準じて告知します。

以上をもちまして私の職務を終了します。

暫時休憩します。

午前 11 時 04 分 休 憩

---

午前 11 時 05 分 再 開

【一般会計予算特別委員長（池田好隆君）が議事をとる】

●一般会計予算特別委員長（池田好隆君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

委員長に指名された池田でございます。

一般会計予算特別委員会は、にかほ市議会委員会条例の定める常任委員会を一般会計予算特別小委員会に改め、一般会計予算特別委員会に付託予定の議案第 54 号、これについては、それぞれの一般会計予算特別小委員会で審査をお願いしたいと思います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（池田好隆君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定いたしました。

これで一般会計予算特別委員会を散会します。

午前11時06分 散会

---

---

午前 11 時 06 分 再 開

●議長（佐藤文昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 10、議案の付託を議題とします。ただいま議題となっております議案第 49 号から議案第 54 号までの 6 件を、お手元に配付しました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会及び一般会計予算特別委員会に付託します

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

午前 11 時 07 分 散 会

---